第 7 章 豪 州

関 税

高関税品目

<措置の概要>

豪州のウルグアイ・ラウンド合意後の非農産 品の単純平均譲許税率は11%とその水準は高 く、高関税品目としては、一部の衣類(最高 55%)、乗用車(最高40%)、電気機器(最高 45%) 等がある。しかし、実行税率は一部の 衣類 (7.5~17.5%)、乗用車 (5~10%)、電 気機器 (0~10%) と低くなっている。予見可 能性の観点からも、今後譲許税率を引き下げ、 実行税率と譲許税率の乖離が是正されることが 望ましい。なお、豪州の非農産品の譲許率は 96.5%で、非譲許品目には一部の織物(実行税 率 5~10%)、一部の衣類(実行税率17.5%)、 履物(実行税率10%)等がある。また、自動 車・同部品、繊維、衣類、履物の実行税率は、 2010年(衣類のみ2015年)には5%に引き下 げることが決定されている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、 経済厚生を高めるという観点からは、上記のよ うなタリフピークを解消し、関税はできるだけ 引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場 アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含 む市場アクセスの改善について交渉が行われて いる。

また、2007年4月から、我が国からの市場 アクセスの改善を図るため、日豪州 EPA 締結 に向けた交渉が行われている。